

議案第22号	三田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
人 事 課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う消防組織法の一部改正により、これまで政令で定めていた消防長及び消防署長の資格について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【条例の内容】</p> <p>①消防長の資格の基準（第1条関係）</p> <p>②消防署長の資格の基準（第2条関係）</p> <p>【施行期日】平成26年4月1日</p> <p>※消防組織法の一部改正関係（整備法第7条）</p> <p>消防長及び消防署長の資格に関する基準については、市町村が政令で定める基準を参酌して条例で定めることとしたこと（消防組織法第15条第1項及び第2項）。</p>	